

## 平成22年度動物検疫所業務監査基本方針

### 1 監査の主題

家畜の検査に対する実施状況の確認とする。

### 2 監査の対象とする業務

- (1) 輸出入家畜の検査業務が法令・通知等に基づき適切に行われているか
- (2) 輸出入家畜の検査場所への移動に際し、自ら確保した移動手段を利用しているか
- (3) 輸入畜産物の検査に基づく消毒措置等が法令・通知等に基づき適切に行われているか

### 3 監査実施上の注意事項

- (1) 平成22年度末に当該監査結果の評価を行えるよう、監査は22年中に完了し、23年1月までに結果を報告すること。
- (2) 監査主任者を事務局とした監査実施体制を構築すること。
- (3) 年間計画については、4月末までに定め、動物衛生課長を通じ局長に報告すること。
- (4) 検査の信頼性の確保に係る事項については、動物検疫所の検査室における検査の業務管理要領に基づき点検を行う仕組みが構築されていることから、監査対象から除外するものとする。